

『ドイツ刑法典』翻訳補遺（２） （2009年6月29日の法律による改正分まで）

岡上 雅美

1. 概観

本稿は、法務省大臣官房司法部法制部編『ドイツ刑法典』（2006年）の補遺であり、昨年公刊した補遺（１）（筑波法政第45号（2008年）163頁以下）に続くものである。補遺（１）では、2008年3月までの改正を収録したが、本稿は、2009年7月現在の正文の翻訳である。したがって、2008年4月以降、本稿の脱稿時すなわち2009年7月までに入手しえた情報を反映したが、2009年7月の正文であるから、対象期間中に改正法が可決されたとしても、未施行のものは、訳文には反映されず、逆に、対象期間外に成立した法律でも、同期間内に施行されたものは、今回の翻訳に入れてある。後掲の一覧の冒頭にある①身分法改正法は、2007年の法律であるが、ここに取り上げているのは、そのような理由による。

記述の方針は、補遺（１）と基本的に同一であるが、表記上の留意事項として、以下の事柄をルールとした。改正に関係する条文全体を訳すのではなく、改正された「項」・「文（段）」のみを訳すのを原則としたが、「号」については、変更のない「号」は省略する一方、意味が通じるように、改正された「号」を含む前後の文も訳出した。ただし、改正として扱われている以上は、単に条文番号が変わったに過ぎないなど、実質的な改正といえないものも含め、

すべて訳出した。

対象期間中、刑法典に関係する改正は、以下の5つの法律による。

① 2007年2月19日の「身分法改正法（Gesetz zur Reform des Personenstandsrechts, BGBl I 2007, 122）」2009年1月1日施行
身分法改正法は、2006年11月9日に連邦議会で可決され、同年12月15日に連邦参議院の承認を経たものであり、身分法改正についての概観は、本稿では行わないが、改正の重点の1つは、戸籍簿の電子化である。紙媒体を示す *Personenstandsbuch* に代えて、*Personalregister* が用いられることとなった。これに伴い、刑法典では第169条のみが改正されることとなった。翻訳では、本条も訳出しているが、日本語の「戸籍簿」の用語について、確かに元来「簿」の語は「帳面」を意味し、これは紙を綴じたものを指すが、わが国では、現在電子化されたものも「戸籍簿」と呼称されていることから、翻訳語は同一でもよいと考えた。したがって、訳文は、『ドイツ刑法典』と同一とすべきところだが、見出し語および表現を、現在の時点でより適切だと思われる語に訳し直した。

② 2008年4月8日の「第8次税理法改正法律（Gesetz zur Änderung des Steuerberatungsgesetz, BGBl I 2008, 666）」¹ 2008年4月12日施行

本法により、税理士にも職業上知りえた

1 刑法典では、第203条第1項第6号（改正）が本法により変更された。

秘密についての守秘義務が課せられ、これに違反した場合は「私的秘密の侵害罪(203条)」で処罰されることとなった。

◎ 2008年8月13日の「資金洗浄及びテロリズムへの資金提供対策を補充するための法律 (Gesetz zur Ergänzung der Bekämpfung der Geldwäsche und der Terrorismusfinanzierung, BGBl I 2008, 1690)²」2008年8月21日施行

本法は、2つの欧州共同体指令、すなわち、2005年10月26日の「資金洗浄およびテロリズムへの資金提供の目的で金融システムを利用することを防止するための欧州議会および理事会の指令 (2005/60/EG)」および2006年8月1日の「『政治的危険にさらされた者』の概念規定及び簡素化された注意義務の技術的基準の確定に関し、並びに、時折又は限定された範囲のみでの金融業が行われる場合の救済のための欧州議会および理事会の指令 (2005/60/EG)」についての施行規則を含む委員会の指令 (2006/70/EG)」の基準に従い、国内法を整備したものである。

④ 2008年10月31日の「子供の性的搾取およびチャイルドポルノ対策のための欧州連合理事会の枠組決定を移し変えるための法律 (Gesetz zur Umsetzung des Rahmenbeschlusses des Rates der Europäischen Union zur Bekämpfung der sexuellen Ausbeutung von Kindern und der Kinderporno-

graphic, BGBl I 2008, 2149)³」2008年11月5日施行

2003年12月22日、欧州連合(以下、EUと略称する)評議会は、子供の性的虐待及びチャイルドポルノへの対策に関する枠組決定を採択した。本法は、これに対応するドイツ国内法の整備規定である⁴。

ドイツ刑法典によれば、子供 (Kind) は14歳未満の者と定義され(第176条第1項)、標記の分野で、これらの者に対する保護は、EUの求めに対応したものとなっているが、EU枠組決定では、子供を18歳未満の者と定義しており、ドイツ刑法典ではこれらの者を青少年 (Jugendliche) と呼び、14歳未満の子供とは保護のあり方を異にしていた。そこで、本法は、14歳以上18歳未満の者についての保護を枠組決定の要求にかなうものとするべく、この領域におけるこれらの者に対する刑法的保護に関する改正を行った。さらに、頒布その他が禁止されるポルノ文書の定義が変更された。

◎ 2008年6月29日の「第24次刑法典改正法律 (Gesetz zur Änderung des Strafgesetzbuches – Anhebung der Höchstgrenze des Tagessatzes bei Geldstrafen, BGBl I 2009, 1658)⁵」2009年7月4日施行

本法は、総則上、罰金額を引き上げたものである。ドイツでは、わが国のような定額罰金制とは異なり、日数罰金制 (Tagesatz) を採用し、法律上別段の定めがある

2 刑法典では、第261条第1項第2文第4号a(改正)及び第7項第3文(旧第3文と第4文を統合)が本法により変更された。

3 刑法典では、第6条第6号(改正)、第153条第1項(項数表示の削除)第2項(削除)、第162条(新規)、第163条(削除)、第176条第4項第2号(改正)、第182条第1項(改正)、第2項(新規)、第3項(項数表記変更)、第4項(新規)、第5項(項数表記変更)、第6項(項数表記変更)、第183条第4項第2号(改正)、第184条b第1項(改正)、第184条c(新規)、第184条d(条文数変更)、第1文(改正)、第184条e(条文数表記変更)、第184条f(条文数表記変更)、第236条第2項第2文(新規)が本法により変更された。

4 以下については、Hörnle, Die Umsetzung des Rahmenbeschlusses zur Bekämpfung der sexuellen Ausbeutung von Kindern und der Kinderpornographie, NJW 2008, S. 3521 ff.; Sinn, Die Einbeziehung der internationalen Rechtspflege in den Anwendungsbereich der Aussagedelikte, NJW 2008, S. 3526 ff.を参照した。

5 刑法典では、第40条第2項第3文(改正)が本法により変更された。

場合を除き、各則上は罰金額を原則的に記載していない。裁判所は、犯罪の重さに応じて罰金の日数を決め、行為者の資力等を考慮して1日あたりの罰金額を決めるのであるが、総則規定（第40条以下）で、その日数は、原則として5日以上360日以下とされ、改正前は日額が5,000ユーロ（最近の為替レートを1ユーロ=135円として計算すると、67万5,000円）であり、そこから、罰金の最高額は、180万ユーロ（2億4,300万円）であったが、本改正によって、罰金の日額が引き上げられ、3万ユーロとなった（日数は据え置かれた）。したがって、今後、最高額は、1,080万ユーロ（14億5,800万円）となる。

連邦司法省 HP によれば、政府提出法案による本改正の目的は、高額収入者が、通常人と同様の負担を負うこと（Belaestungsgleichheit）で、将来に渡り、正義が欠如すること（Gerechtigkeitsdefizit）がなくなるように配慮したものである。

2. 改正後の法文

第6条（国際的に保護される法益に対する国外犯）〔第6号を改正（@法律）〕

ドイツ刑法は、更に、行為地法にはかわりなく、国外で行われた次の行為に効力をもつ。

（第1号から第5号 略）

6 第184条a、第184条b第1項から第3項及び第184条c第1項から第3項並びに第184条d第1文が併せて適用されるこれらの条項の場合におけるポルノ文書の頒布（第7号から第9号 略）

——罰金刑——

第40条（日数罰金での科刑）〔第2項第3文を改正（@法律）〕

②（第1文・第2文 略）1日分の額は、

1ユーロ以上3万ユーロ以下とする。

第153条（虚偽の非宣誓陳述）〔第2項を削除。それに伴い、第1項を表示する項数表示（原文では（1））を削除（@法律）〕

法廷で又は証人若しくは鑑定人の宣誓尋問を管轄するその他の官署で、証人又は鑑定人として、虚偽の宣誓陳述を行った者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。

第161条（過失による虚偽の宣誓、過失による虚偽の宣誓代替保証）〔旧第163条（@法律）〕

① 第154条から第156条に掲げる行為が、過失により行われたときは、1年以上の自由刑又は罰金に処する。

② 行為者が虚偽の陳述を適切な時期に訂正したときは、罰せられない。第158条第2項及び第3項の規定が準用される。

第162条（国際裁判所；国内調査委員会）〔新规定（@法律）〕

① 第153条から第161条までは、ドイツ連邦共和国にとって拘束力ある法文書によって設置された国際裁判所での手続における虚偽の陳述にも適用されるものとする。

② 第153条及び第157条から第160条までは、虚偽の非宣誓陳述に関連する限りで、連邦又は州の立法機関の調査委員会での虚偽の陳述にも適用されるものとする。

第163条〔第161条に移動したことにより削除（@法律）〕

第169条（戸籍身分の偽装）〔第1項を改正（@法律）〕

① 子をすり替え、又は、戸籍簿の管理若しくは身分の確定を管轄する官庁に対して、他の者の身分を偽って申告し若しくは隠蔽した者は、2年以下の自由刑又は罰金

に処する。

第176条 (子供に対する性的虐待)〔第4項第2号(改正)〕(④法律)

④ (第1号 略)

2 行為が第1項若しくは第2項で罰せられる限りで、子供が性行為を行うようにさせた者

(第3号・第4号 略)

は、3月以上5年以下の自由刑に処する。

第182条 (青少年に対する性的虐待)〔第1項改正、第2項新規、第3項=旧第2項、第4項新規、第5項=旧第3項、第6項=旧第4項(④法律)〕

① 18歳未満の者を、強制状態に乗じて、

1 この者に対して性行為を行い若しくは自己に対してこの者に性行為を行わせ、又は

2 この者が第三者に対して性行為を行うように若しくはこの者に対して第三者に性行為を行わせるようにさせる

ことにより虐待した者は、5年以下の自由刑又は罰金に処する。

② 18歳未満の者を、対価と引き換えに、この者に対して性行為を行い若しくは自己に対してこの者に性行為を行わせることにより虐待した18歳を超える者は、前項と同一の刑に処する。

③ 16歳未満の者を、

1 この者に対して性行為を行い若しくは自己に対してこの者に性行為を行わせ、又は

2 この者が第三者に対して性行為を行うように若しくはこの者に対して第三者に性行為を行わせるようにさせる

ことにより虐待し、その際に、被害者の性的自己決定能力の不足を利用した21歳を超える者は、3年以上の自由刑又は罰金に処する。

④ 本罪の未遂は罰せられる。

⑤ 第3項の場合に、行為は告訴に基づいてのみ訴追されるが、ただし、刑事訴追について特別な公の利益があるために、刑事訴追機関が職権による介入を必要と考えるときは、この限りではない。

⑥ 第1項から第3項の場合に、行為の対象となった者の態度に鑑み、行為の不法が軽微なときは、裁判所は、これらの規定に定める刑を免除することができる。

第183条 (露出症行為)〔第4項第2号を改正(④法律)〕

④ 第3項は、男子又は女子が、露出症行為を理由として、

(第1号 略)

2 第174条第2項第1号若しくは第176条第4項第1号

により処罰されるときにも妥当する。

第184条 b (チャイルドポルノ文書の頒布、獲得及び所持)〔第1項を改正(④法律)〕

① 子供(第176条第1項)による、子供に対する、若しくは、子供の前での性行為を対象とするポルノ文書(第11条第3項)(チャイルドポルノ文書)を、

1 頒布し、

2 公然と展示し、掲示し、閲覧させ若しくはその他目に触れ得る状態にし、又は

3 チャイルドポルノ文書若しくはそれから得られた一部を、第1号若しくは第2号の意味において利用するため若しくは他の者の利用を可能にするために、作成し、調達し、交付し、保管し、提供し、宣伝し、推奨し、若しくは、輸入若しくは輸出を企行した

者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。

第184条 c（青少年ポルノ文書の頒布、獲得及び所持）〔新規（@法律）〕

① 14歳以上18歳未満の者による、これらの者に対する、若しくは、これらの者の前での性行為を対象とするポルノ文書（第11条第3項）（青少年ポルノ文書）を、

1 頒布し、

2 公然と展示し、掲示し、閲覧させ若しくはその他目に触れ得る状態にし、又は

3 青少年ポルノ文書若しくはそれから得られた一部を、第1号若しくは第2号の意味において利用するため若しくは他の者の利用を可能にするために、作成し、調達し、交付し、保管し、提供し、宣伝し、推奨し、若しくは、輸入若しくは輸出を企行した

者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。

② 他の者が、現実の若しくは事実類似の事象を再現する青少年ポルノ文書を所持するよう調達を企行した者は、前項と同一の刑に処する。

③ 第1項及び第2項の場合に、行為者が、業として又はこれらの行為を継続的に行うために結成された団体の構成員として行為を行い、青少年ポルノ文書が現実の若しくは事実類似の事象を再現したときは、3月以上5年以下の自由刑を言い渡すものとする。

④ 自己が、現実の事象を再現する青少年ポルノ文書を所持するよう調達を企行した者、又は、そのような文書を所持した者は、1年以下の自由刑又は罰金に処する。第1文は、前文の青少年ポルノ文書に関して、描写された者の承諾を得て18歳未満で作成した者の行為には適用されないものとする。

⑤ 第184条 b 第5項及び第6項が準用される。

第184条 d（放送、メディア又は遠隔的サービスによるポルノ表現の頒布）〔旧第184条 c、第1文を改正（@法律）〕

放送、メディア又は遠隔的サービスによりポルノ表現を頒布した者も、第184条から第184条 c により罰せられる。第184条第1項の場合に、メディア又は遠隔的サービスによる頒布において、技術的又はその他の予防措置により、18歳未満の者がポルノ表現に接近し得ないよう確保したときは、第1文は適用されないものとする。

第184条 e（禁止された売春の営業）〔旧第184条 d（@法律）〕

法規命令によって発せられた、特定の場所でおよそ又は特定の日時に売春に従事することの禁止に頑なに違反した者は、6月以下の自由刑又は180日以下の罰金に処する。

第184条 f（青少年を危険にさらす売春）〔旧第184条 e（@法律）〕

1 学校若しくは18歳未満の者が訪れるための場所の近くにおいて、又は

2 18歳未満の者が居住する住居において

18歳未満の者を倫理的に危険にさらす態様で売春に従事した者は、1年以下の自由刑又は罰金に処する。

第184条 g（概念規定）〔旧第184条 f（@法律）〕

この法律の意味において

1 性行為とは、

各保護法益に関して、一定の重大性をもった性行為のみをいい

2 他の者の前での性行為とは、

事象を知覚する他の者の前で行われる性行為のみをいう。

第203条 (私的秘密の侵害)〔第1項第6号を改正 (㉔法律)

① (第1号から第5号 略)

6 民間の健康保険、災害保険若しくは生命保険の企業、若しくは、民間医師、税理士若しくは弁護士報酬精算所に属する者

としてその者にゆだねられ又はその他の方法で知らされた、他の者の秘密、とくに私的な生活領域に属する秘密、又は、営業上若しくは業務上の秘密を権限なく漏示した者は、1年以下の自由刑又は罰金に処する。

第236条 (子供の売買)〔第2項第2文改正 (㉔法律)〕

② (第1文 略) 18歳未満の者の養子縁組の仲介者として、養子縁組に必要な同意を付与することについて、ある者に報酬を与えた者は、前項と同一の刑に処する。

(第3文 略)

第261条 (資金の洗浄、不法に獲得された財産的価値の隠蔽)〔第1項第2文第4号aを改正、第7項第3文第4文 (㉔法律)

① 第1文の意味における違法な行為とは、(第1号から第3号 略)

4 a) 第152条a、第181条a、第232条第1項及び第2項、第233条第1項及び第2項、第233条a、第242条、第246条、第253条、第259条、第263条 から 第264条、第266条、第267条、第269条、第271条、第284条、第326条第1項、第2項及び第4項、第328条第1項、第2項及び第4項、及び、第348条

(b) 略)

に定める軽罪(第5号 略)

をいう。

(第2項から第6項 略)

⑦ (第1文・第2文 略)

行為者が、業として又は資金の洗浄を継続的に行うために結成された集団構成員として行為をしたときは、第73条dを適用するものとする。

(人文社会科学研究所准教授)